

バイオ・ライフサイエンス特集に向けて

令和元年度 バイオ・ライフサイエンス委員会 委員長 **横田 修孝**



2018年に引き続き、パテント誌においてバイオ・ライフサイエンス特集を組んでいただけることになりました。パテント誌は弁理士の枠を超えて広く世に発信することができる日本弁理士会の会誌であり、このような発信機会をいただけることに関係の皆様方にはこの場を借りて御礼申し上げます。

さて、バイオ・ライフサイエンス分野における技術は近年、目覚ましい進歩を遂げており、以前は実現が難しいと考えられてきたことが実現可能となりつつあります。例えば、脊髄損傷のような神経系の損傷は治療が困難と考えられてきましたが、再生医療技術により治療の可能性が出てきました。また、2018年のノーベル生理学・医学賞を受賞された本庶佑博士の業績に代表される、生体メカニズムを利用した抗がん剤はがん細胞を攻撃するのではなく、免疫細胞ががん細胞を攻撃できる環境を作り出すという画期的な抗がん剤であり、より高度ながん治療への期待が高まっています。これら以外にも、動植物の遺伝子を自在に改変できるゲノム編集技術など、様々な技術が開発され、実用化の段階に入っています。バイオ・ライフサイエンス分野の技術は医療・生命と密接に関連し、そのインパクトは計り知れないため、社会的な注目度も高いと考えられます。

一方で、そのポテンシャルゆえに特許係争は比較的多く発生しています。また専門性がより深まり、技術のすそ野が広がるにつれ、技術内容も複雑高度化しつつあります。バイオ・ライフサイエンス分野の弁理士に求められる知識、経験、判断は以前よりも高まっているように感じます。

また、米国では2013年のMyriad最高裁判決以降、天然物やそれを利用した発明の一部について特許を認めないという実務が確立し、我が国の審査実務と大きく相違する事態となっています。これ以外にも抗体や用途発明については日米欧三極で審査実務に相違点が見られます。グローバル化の進行とハーモナイゼーションの推進により世界が一つになり、かつてのよう

に国ごとに制度や運用が著しく異なるという状況の多くは改善されたと考えられます。一方で、バイオ・ライフサイエンス分野では未解決の課題が依然として多く残っており、また、技術の進展や法解釈の変更により今後新たな課題が生じる可能性もあります。その意味においてバイオ・ライフサイエンス分野の知的財産はまだフロンティアであるといえます。

さらに、バイオ・ライフサイエンス分野には動植物品種も含まれています。農産物の輸出拡大が我が国の主要政策の一つとなっているところ、和牛の精子が国外に持ち出されるという事件が発生しました。和牛の精子は製品のいわば設計図ともいえる遺伝情報の固まりであり、動物品種の遺伝資源をどのように保護するかという難しい問題を突き付けられました。農林水産省における「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」では、優良な家畜の遺伝資源は知的財産としての価値を有しており特別の保護が必要との結論に至り、新たに法整備をすることで一応の決着をみましたが、優良な動植物品種の遺伝資源をどのように保護するかという問題は依然として残ったままとなっています。

このようにバイオ・ライフサイエンス分野の技術とその保護の在り方は依然として様々な問題をはらんでおり、我々弁理士が果たす役割は非常に大きいといえます。このような背景のもと、弁理士に期待される役割を果たすべく、バイオ・ライフサイエンス委員会は、バイオ・ライフサイエンス分野の特許に関する専門的な調査研究活動や提言を行うとともに、日本弁理士会内外での発表、さらには、他団体への講師・支援員の派遣協力、知的財産制度の周知啓蒙活動を行っています。

今回の特集は、令和元年度バイオ・ライフサイエンス委員会の調査研究成果や活動をもとに構成されています。バイオ・ライフサイエンス分野で近年話題になっているトピックスも取り上げています。読者の皆様のご参考になれば幸いです。

(原稿受領 2020.4.6)